

「土地改良長期計画（素案）」に寄せられた意見・情報の概要と対応について

項 目	主な意見の概要	対 応
<p>第1. 土地改良事業についての基本的な方針</p> <p>(1) 全体</p>	<p>農業の衰退は、国の存亡に関わる。国民へのPRを十分に行い、国民の多くの人々が納得できる事業を実施すべき。</p> <hr/> <p>日本農業の再生、自給率アップには、「生産者」サイドに立った方向に持っていくべき。</p> <hr/> <p>総事業費重視から成果重視へ変わったことは、昨今の厳しい財政状況の中で、より効率的な事業の実施が求められ、評価できる。</p> <hr/> <p>農政の大転換となる米政策改革と、長期計画の関連についても説明すべき。</p> <hr/> <p>土地改良事業の長期的課題は、その方向性が大きく変わるものでないため、5年間といわず、計画の「長期」位置づけが必要。</p>	<p>今回の長期計画においては、国民・消費者の要請・期待に応えていくため、「いのち」「循環」「共生」の視点に立って事業を進めて行くこととしている。また、事業実施の各段階で情報公開等透明性を確保していくこととしている。</p> <hr/> <p>食料自給率は、国内の農業生産だけでなく、国民の食料消費の在り方等によっても左右されるものであり、生産者と消費者の取組によって向上がなされるものであり、双方の視点が重要である。</p> <hr/> <p>(「成果重視」の基本方針に賛同)</p> <hr/> <p>米政策改革大綱でうたわれている水田の有効な利活用について、本計画において担い手への農地利用集積や汎用田化等を推進していくものとしており、米政策改革大綱を踏まえた内容としている。</p> <hr/> <p>土地改良事業についても情勢の変化等に的確に対応する必要があると考えており、このため、計画期間を10年から5年としたところ。長期的な位置付けについては、基本計画の見直し等の機会に併せて検討されることになると考えている。</p>
<p>(2) 3つの視点</p>	<p>三つの視点からの施策の展開は、今まさに時勢を反映したものと共感。 「いのち・循環・共生」の視点から、事業実施の根拠付けができ、また、環境創造型事業への転換について理解ができ、一層の事業推進が図れるものと考ええる。</p>	<p>(「いのち・循環・共生」の視点に賛同)</p>

項 目	主な意見の概要	対 応
	<p>“国民・消費者の「いのち」を守る農業”という「いのち」の視点は、私たち消費者にとって大事な視点です。そして、政策目標として「意欲と能力のある経営体の育成」を掲げて、支援対象を明確にして、地域営農の核となるチャレンジャーに重点支援することはとても大切なことです。ここに書いてあるように意欲のある者が農業をできる場所に整備をお願いします。</p> <hr/> <p>「安全・安心な食の提供」が成果として示されたことは、消費者の立場として、土地改良を身近に感じることができ、計画の持つ重みを分かりやすくしていると思う。より具体的で分かりやすい説明があれば更に良いのでは。</p> <hr/> <p>消費者にとって、農薬や化学肥料の使用量が少ないことや、循環型生産による安全、安心、健康な産地づくりはとても大切なこと。消費者の健康、安全志向に対応した成果が必要。</p> <hr/> <p>「都市と農村の共生」については、「国民のふるさとづくり」「美しいむらづくり」等、都市圏域の国民に軸足を置いた感が否めない。農業の持続的発展のためには、まずは「元気なむらづくり」が肝要と考える。ふるさと、むらの基本となる農家に対する視点についても、もっと検討するべきではないか。</p>	<p>（「いのち」視点と「意欲と能力のある経営体の育成」の政策目標に賛同）</p> <hr/> <p>計画をより具体的で分かりやすいものとするため、説明説明参考資料として、「新たな土地改良長期計画（H15～H19）における施策の目指す成果の概要」を添付したところ。</p> <hr/> <p>「循環型社会の構築に向けた取組」において、「農業の特質を活かした環境への負荷の少ない循環型社会の構築に資する」整備を行うことを記述しているところ。また、省内の安全・安心に係わる施策とも関連施策とも連携していくこととしている。</p> <hr/> <p>「共生」の視点は、人と自然、都市と農村の共生の実現を目指したものであり、生産活動の振興や都市との交流によって地域の振興を図っていくことを表現しており、それらにより「元気なむらづくり」を行うものである。</p>
<p>(3) 6つの留意点 ・ 施策連携の強化</p>	<p>汎用化対策は行って条件は整えたが、それが耕地利用率の向上につながるかについては、むしろソフト面の要因が大きい。また、農地利用集積率の向上の他、安全、安心、健康な産地づくりに関する農林水産省内の関係部局との連携施策が必要。また、体験農業など教育事業等を組み合わせて行うことにも力を入れたほうが良い。</p>	<p>留意点において施策連携の強化を図ることをあげており、省内のソフトとハードの関連施策や他省庁の施策との連携を図ることとしている。</p>

項 目	主な意見の概要	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた整備 ・多様な主体の参画 ・工期管理とコスト縮減 	<p>全国一律でなく、地域をブロック化して考える等地域個々の特性に応じた、もう少し具体性のある内容の提示が必要。</p>	<p>地域の振興は、その地域ごとに様々な方向があり、また農業・農村の振興は、自然・経済・社会のあらゆる状況を総合的に勘案して判断しなければならないため、地域の自主性を尊重こととしている。 ついては、地域別の目標は定めていない。</p>
	<p>国と地方の役割分担について、もう少し具体的に記載すべき。</p>	<p>国と地方の役割分担は事業実施に当たっての留意点としてあげており、具体的な役割分担については、地域の状況等を踏まえ個別事業ごとに検討すべき内容と考える。</p>
	<p>『PFIの活用を図る』とあるが、土地改良事業の分野において、民間業者が自らの資金で参入する魅力があるか疑問を感じるが実効性があることを期待する。</p>	<p>多様な主体の参加の観点からPFIの活用は重要であり、推進していきたい。</p>
	<p>現在の国の財政を考えると必要なものを、必要最低限のコストで実施するよう心がけてほしい。</p>	<p>(留意点としての「コスト縮減」に賛同)</p>
<p>第2 事業実施の目標 および事業量</p> <p>7つの政策目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な食料供給基盤の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・意欲と能力のある経営体の育成 ・農業災害の防止と安全・安心な地域社会への貢献 <p>の2項目には具体的に意見等はなかった。</p> <p>中山間地域における「総合的な食料供給基盤の強化」として、「中山間地域等の実情に応じた整備」を基本にした施策の展開が必要。</p> <p>「中山間地域等における耕作放棄地の発生防止」のため、耕作放棄地の減少率など具体的な目標値(成果)を設定すべき。</p>	<p>指摘の趣旨を踏まえ、計画において、「中山間地域等における不利な生産条件の改善による」等の記述を加え、施策の展開の方向を明確化した。</p> <p>耕作放棄地の発生抑制については、土地改良事業によって改善できる部分以外の原因での影響もあること等から、目指す成果を設定しなかったところ。</p>

項 目	主な意見の概要	対 応
<ul style="list-style-type: none"> 総合的な食料供給基盤の強化 	<p>「食料・農業・農村基本計画」に掲げる「食糧自給率の向上」のために、今後、中長期的に確保すべき農地面積を記載すべき。</p> <hr/> <p>必要のない整備は行われないようにすべき。</p>	<p>食料自給率の向上のために確保すべき農地面積については、上位計画である食料・農業・農村基本計画で設定されているところ。</p> <hr/> <p>土地改良事業は申請を基本としており、その事業採択に当たっては、事業実施の妥当性等について十分チェックを行っているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の構築に向けた取組 	<p>集落排水汚泥のリサイクルや家畜の排泄堆肥化は良いことだが、輸送から消費まで十分に考慮された計画を事業採択すべき。</p>	<p>事業採択に当たっては、事業実施の妥当性等について十分チェックを行っているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 自然と農業生産が調和した豊かな田園自然環境の創造 	<p>「田園自然環境の創造に着手した地域」を2,027地域以上にすべき。</p> <hr/> <p>地域の生態系を取り戻すことを基本にした基準を満たした取組のみ、「田園自然環境の創造」とすべき。</p> <hr/> <p>「田園自然環境の創造に着手した地域」との表現は抽象的なので、今後、より具体的な定義・イメージを補足していくべき。</p>	<p>土地改良事業は申請を基本としているため、地域数の目標については過去の実績も踏まえた水準としているが、環境創造型事業への転換をさらに推進していくこととしている。</p> <hr/> <p>「水路やため池の改修に当たり生態系を保全する工法を積極的に取り入れる」など「田園自然環境の創造」に資する事業を対象としているところ。</p> <hr/> <p>別紙に定義を設けているとともに、計画において、「水路やため池の改修に当たり生態系を保全する工法を積極的に取り入れる」と内容を記述しているところ。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 個性ある美しいむらづくり 	<p>農業集落排水施設整備以外の農村整備についてどのように進めていくのかわかりづらいところがあるので、もう少し具体性を示すべき。</p> <hr/> <p>農村における暮らしを豊かにする為の整備・事業はもちろん必要だが、農村という豊かな自然と温かさを持った地域が、もう一度見直されるべき。</p>	<p>計画において、「農業生産基盤の整備と併せて農村生活環境整備を実施すること等により」の文言を付け加え、実施方向を示した。</p> <hr/> <p>「基本的な方針」において、「地域の特性を活かした美しい景観に囲まれた快適な生活環境の形成等の総合的な取組を推進していくことにより、農業・農村の多面的機能のもたらす便益を地域住民や都市住民を含めた国民各層が幅広く享受できるようにする必要ある」と記述し、施策の方向性を示した。</p>

項 目	主な意見の概要	対 応
<p>・ 安定的な用水供給機能等の確保</p>	<p>ライフサイクルコストの低減や予防保全対策は、全国に張りめぐられた膨大な水利ストックを効率的に機能維持していく上で非常に重要な視点である。</p> <p>また、基幹的農業用排水施設が有する約 250 万 ha は日本の農業を担う優良な農業地帯と考えられ、その意味でも機能維持を図っていくことの重要性は極めて高いと考える。</p> <hr/> <p>施設の長寿命化やライフサイクルコストの低減が生産者にとって具体的にどのような効果が発揮されるのかを示すことも必要。</p>	<p>(「ライフサイクルコストの低減や予防保全対策に賛同)</p> <hr/> <p>「安定的な用水供給機能及び排水条件の確保」により効果が発揮される旨記述しているところ。</p>
<p>その他</p>		
<p>新エネルギーの利用</p>	<p>雪氷冷熱エネルギーの利用による貯蔵電力量の縮小と貯蔵農産物の味の向上や、太陽電池エネルギーのハウスへの利用による環境負荷の低減を図るなど、新エネルギーの利用を追加してはどうか。</p>	<p>個別事業実施の中で検討していくこととする。</p>
<p>事業量の提示について</p>	<p>政策目標に対する事業の効果について数値目標を掲げているが、その目標を達成するための事業量が定められていない部分がある。すべて提示すべき。</p>	<p>すべての事業量について数値で記述することは難しいとともに、事業の弾力的実施のためにも好ましくないものと考えている。これらより今回の計画においては、特に重要な事項について事業量を数値で記述したところ。</p>
<p>整備面積等のフォローアップについて</p>	<p>新長期計画においては農地の整備面積や水田の汎用化面積など、事業量での進捗度等の検証を行うのか。</p>	<p>整備面積等の基本的なデータや今回設定した「目指す成果」については、毎年度進捗状況等を検証していくこととしている。</p>
<p>予算の確保について</p>	<p>県や市町村の財政状況は相当に逼迫している。この計画の達成のために、必要となる予算の確保と地方財政措置(暗渠排水の適債化など)の充実を図るよう要望する。</p>	<p>本計画においては、現行の地方財政措置を踏まえ目指す成果等を設定しているところ。地方財政措置等の充実については、具体的な提案等を踏まえ検討していく。</p>